

第68回日本小児保健協会学術集会 教育講演

母子手帳の温故知新

中 村 安 秀 (公益社団法人日本 WHO 協会)

I. はじめに：沖縄県の母子手帳のすばらしさ

第二次世界大戦後、アメリカ合衆国の統治下にあった沖縄では、人々の生活は本土とは大きく異なっていた。通貨は、日本円ではなくアメリカドルであり、沖縄の人が本土に行くには、日本渡航証明書（今のパスポートに相当）と検疫のイエローカードが必要だった。

沖縄が日本に復帰したのは1972年。沖縄で母子健康手帳（以下、特別の場合を除き、通称である「母子手帳」を使う）が使われるようになったのは、本土復帰前の1960年代からだった。平山宗宏先生（当時は東京大学教授）や日暮 眞先生など、母子保健の先生方が定期的に沖縄を訪問して、沖縄の医師や看護師といっしょに健康診断や障害児の相談を行うなど、相互交流が盛んになっていた。

その後、1992年に全国では市町村が母子手帳の交付主体となった。沖縄県では、離島が多く、小さな人口規模の自治体が多く存在していた。沖縄県小児保健協会が、県内全市町村より乳幼児健診の委託を受け、統一した様式で印刷配布することになった。その後、厚生労働省研究班（小林正子氏）での常陸大宮市の母子手帳を参考引用し、沖縄版の親子健康手帳ができあがった（写真1）。

予防接種欄は、記入するところが大きめになっており、ワクチン別ではなく接種時期別に分かれ、いつワクチンを受けるのかという細かなアドバイスも書かれている。小学生、中学生、思春期になっても使えることは大きな特色である。幼児期、乳児期、小学生から、という時期ごとに、健診の記録と子育てに関する情報がまとまっている。

小児科医、産婦人科医、公衆衛生医、看護師、保健

師、助産師、栄養士、臨床心理士など、母親と子どもの健康と医療の専門家が協力した。専門家がいていねいに言葉を選びながら、利用者の目線でつくられた親と子どもにやさしい母子手帳である。

現在でも沖縄県のほとんどの市町村で同じ「親子健康手帳」が使われているのも大きな特徴である。市町村単位で大きさやページのレイアウトが異なっていると、病院の小児科外来で健診記録や予防接種欄のページを探すのに時間がかかることがある。県単位で同じ母子手帳が使われているというのは、保健医療者にとって大きな利点である。



写真1 沖縄の親子健康手帳
(公益社団法人沖縄県小児保健協会 発行)

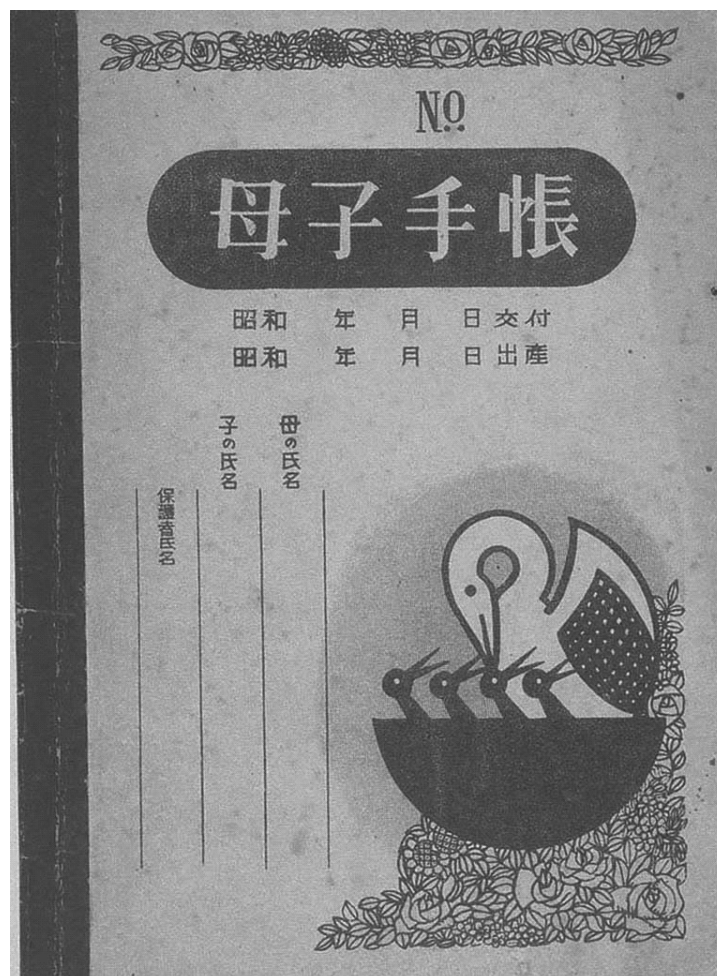


写真2 1948年に発行された「母子手帳」

厚生省母子衛生課（当時）に勤務され、母子手帳の開発に携わった荻野悟郎先生が所蔵されていたもの。

母子手帳の裏表紙には、「共に成長した証として、20歳を目安に親から子へプレゼントしましょう」とある。沖縄で育った子どもたちが自分の母子手帳を手にして、次の世代へとバトンを手渡してくれることを期待したい¹⁾。

Ⅱ. 母子手帳は日本の発明：戦後の貧しさのなかでの先人たちの努力と工夫

妊娠したら母子手帳を受け取り、妊婦健診の結果を記入してもらい、赤ちゃんが生まれたら、子どもの体重や身長、予防接種の記録を書いてもらう。日本では当たり前の光景だが、妊娠中から幼児期までの健康記録をまとめた一冊の手帳を持っている国は世界でも数少ない。世界的に見れば、さまざまな形式の家庭用記録媒体が存在する。WHOは2018年に「母子の家庭用記録（home-based records）に関するガイドライン」を発行し、妊娠中記録、予防接種カード、小児健康冊子、統合した母子健康冊子を家庭で保持することの重

要性を訴えた²⁾。ここでいう統合した母子健康冊子が、日本の母子手帳に相当する。

母子手帳とは何か。まず、妊娠・出産・子どもの健康の記録が一冊にまとめられていること、そして保護者が家庭で保管できる形態であること。この2つの特徴を兼ね備えた母子手帳こそが、日本発のシステムである。

終戦後、民主主義の時代が始まり、1948年に厚生省告示第26号として「母子手帳」が定められた。世界で初めて、母親と子どもを一冊の手帳で管理するという体制ができた。妊産婦手帳という実践は世界各国でみられたが、母と子という別の人格の健康を一冊の手帳で管理するという発想は、日本の母子保健関係者の独創的な発明であった。当時の母子手帳の表紙にはコウノトリが描かれ、内容は、妊娠中の経過、産後の母の健康状態、お誕生までの乳児の健康状態、学校へ行くまでの幼児の健康状態、乳幼児発育平均値のグラフなどがあった（写真2）。配給欄

表 母子手帳の変遷

1938年（昭和13年）厚生省設置，母子保護法施行
1941年（昭和16年）人口政策確立要綱，国民優生法施行
1942年（昭和17年）「妊産婦手帳」開始
1947年（昭和22年）厚生省に児童局新設
1948年（昭和23年）児童福祉法施行，優生保護法施行，世界で最初の「母子手帳」発行
1951年（昭和26年）児童憲章制定
1961年（昭和36年）国民皆保険実施，3歳児健康診査開始
1965年（昭和40年）母子保健法制定
1966年（昭和41年）母子保健法施行，「母子手帳」から「母子健康手帳」に改称
1991年（平成3年）母子保健法改正（母子保健事業の市町村への委譲）
2000年（平成12年）「健やか親子21」策定
2012年（平成24年）母子健康手帳 改正

の果たす役割は大きく，全20ページのうち6ページがこれにあてられていた³⁾。

1948年に母子手帳は発行されたが，すぐに全国的に普及したわけではなかった。十分な量の用紙が確保できなかったことや，保健医療関係者への周知が不足し，母親への健康教育も不十分であり，地域差も大きかったと推測される。母子手帳の普及には，地域の保健師や助産師の働きかけが大きかったと推察される。たとえば，和歌山県の広報紙では，「小型で綺麗な感じの良いこの母子手帳はお母さんの妊娠中から出産まで，生れた赤ちゃんの出生時から小学校に行くようになるまで母と子の健康を護るために活用されるのです」と紹介し，「妊娠，出産，育児に関し，必要な物資の特別配給があります時もまた，この手帳に記入して戴く」と具体的に使用説明をしていた⁴⁾。

1965年に「母性，乳児，幼児の健康の保持および増進を図り，保健指導，健康診査，医療その他の措置を講じ，国民保健の向上に寄与することを目的とする」母子保健法が制定された。この母子保健法第16条において，従来の母子手帳は「母子健康手帳」と改称され，1966年に施行された(表)。このとき，母子手帳は46ページに増え，医学的記録のほかに妊娠・出産・育児情報が充実し，全体に平易で読みやすいものとなり，ほとんど現在に至るまでの原型が整った⁵⁾。

現行の母子手帳は学齢期までの使用を前提としているが，子どもの成長発達には，本来は切れ目がないはずである。2012年の改定により，18歳までの予防接種と身体発育の記録が母子手帳に盛り込まれた。すでに，愛知県小牧市，茨城県常陸大宮市，沖縄県などでは，学齢期の子どもが使える母子手帳が実践されている。今後は，個人情報保護に十分に配慮しながら学校保健

とどのように連携し活用するのか，現場での工夫や実践とともに保健医療政策の新たな展開に期待したい。

Ⅲ. 海外に飛び出す母子手帳：インドネシアでの母子手帳の開発普及

インドネシア人医師が日本での研修中に，日本の母子手帳のすばらしさに感動したことがきっかけとなり，1993年にJICAプロジェクトの一環としてインドネシア版母子手帳の開発が始まった。それまでは，妊婦用と乳幼児用の健康カードが別々に配布されているために，カードを失くす母親も少なくなかった。日本語の翻訳は一切行わず，インドネシアにすでに存在するパンフレットやポスターを原図として活用し，インドネシア語の議論に私たちも参加して文字どおりの協働作業を行った。当時は，非識字者も少なくなかったので，イラストや絵を多く入れる工夫を行った。

中部ジャワ州のサラティガ市（人口約15万人）をモデル地区にして，インドネシア版母子手帳の試行が開始された。インドネシアの衛生局職員とともに，日本から派遣されている栄養士や小児科医が全面協力した。保健所や病院の医師や看護師に書き込み方の研修を行い，乳幼児健診で活躍している村のヘルス・ボランティアを対象とした講習会を各地で開催し，親たちに母子手帳の大切さと使い方をきちんと説明してもらうことにした。母子手帳の配布が始まって，1年もたたないうちに，母子手帳が大反響を巻き起こした。妊娠中の母親の8割はすでに母子手帳を持っており，1歳までの乳児の普及率は何と100%を超えていた。対象地域の外に住むお母さんが母子手帳をもらうために，わざわざ越境してサラティガ市内で健診を受けに来るからであった。おおらかな衛生局の対応は想定内

であったが、わが子のために遠方まで歩いて来てくれる母親の熱意には感動した。

このようにして、お母さんが赤ちゃんを抱いている写真がピンク色の表紙に載っているという大胆な中部ジャワ州版母子手帳は、1997年に保健省が作成に関与し、その後、西スマトラ州、北スラウェシ州へと広がっていった。それから10年後の2004年に、保健省の関係者の熱意と日本人の思いが叶い、「インドネシアのすべての子どもは母子手帳を配布されるべきである」という保健大臣令が出された。現在では、母子手帳の印刷はインドネシア側で行われており、年間400万冊以上を発行する母子手帳大国となっている。このインドネシアの母子手帳の裏表紙には、「母子手帳：インドネシア保健省と JICA, 1997年」という文言が刻まれ、日本とインドネシアの国際協力の成果として最初に作られたことが明記されている⁶⁾。現在では、印刷費用も含めインドネシア側が負担しているにもかかわらず、最初に新しい技術を導入した人のことを忘れないという気持ちが表現されている。

インドネシアにおける国際協力のなかで、わたしたちも大きな学びを得ることができた。実は、日本では母子手帳は戦後の混乱期に開発されたために科学的な検証を経ることなく、普及率がほぼ100%に達していたのだった。いまさら、対照群を設定した研究を実施することはできない。したがって、インドネシアで母子手帳を新しく開発普及することにより、母子手帳の効果を初めて客観的に評価することができた。インドネシアの西スマトラ州における介入群と対照群の横断的調査により、妊娠中の食事、適切な母乳哺育、妊婦健診の早期受診、小児の予防接種などにおいて、母親の知識と保健医療サービス利用の間で、高い相関関係がみられた。また、単に母子手帳を持っているといった受動的な利用だけでは大きな行動変容を生じることはなく、医療者から説明を受け、手帳を読み、よく理解するといった能動的な利用を行うことが行動変容につながっていた⁷⁾。

IV. 学びは国境を越えて：世界の母子手帳から教えられたこと

2021年6月現在、世界50か国以上で、親と子の健康記録を一体化し、保護者の手元で管理できる形の母子手帳が開発されている。その多くは、直接あるいは間接的に日本の母子手帳から大きな影響を受けている。

一方、どの国や地域においても、日本の母子手帳を翻訳したものを直接使用することではなく、その土地の社会経済、文化、宗教、医療制度に沿った形の母子手帳が編み出されている。

ここでは、多くの国での母子手帳に関する経験からの学びをまとめておきたい。

1. 母子手帳は誰のものか？

アジアやアフリカの国々に母子手帳を導入するときに、最初に「母子手帳は誰のものか？」という問いかけを受けた。日本では考えたこともなかった問いであった。

多くの国では、母子手帳は最終的には子どものものだという共通理解にたどりつく。日本では、2012年の改訂において、「お父さんもお子さんの様子や自分の気持ちなどを積極的に記録しましょう。お子さんが成人されたときに、お母さん、お父さんから手渡してあげることも有意義です」という説明の文章が新たに追加された。しかし、これだけでは不十分である。母子手帳は誰のものなのかという議論をきちんと行う必要がある。

子どもの権利条約に世界で最も迅速に批准した国の一つであるベトナムでは、母子手帳のあとがきに、「私たちは、あなたが健康な生活をして豊かに発展したベトナムを作るために貢献して下さることを願っています。保健省母子保健局」と刻まれている。ケニアの母子手帳では、「ご両親からこの手帳を受け取ったときに、表紙から最後のページに至るまでじっくり見てください」と書かれ、「この手帳の情報からあなたは、あなたがどのようにして生まれ、5歳までどのようにして育てられたかということを知ることができます」と明記している。母子手帳という媒体を通じて、政府が子どもたちに直接にメッセージを伝え呼びかけることができるということを教えられた⁶⁾。

2. 個人情報保護と健康の権利

2018年10月の世界医師会（WMA）レイキャビク総会において、「母子手帳の開発と普及に関する WMA 声明」が採択された。日本医師会からの発議に対して、世界各国からの医師会から質疑が寄せられ、熱心な議論のもとで採択された⁸⁾。世界各国の医師会が真摯に議論した最終案から学ぶべき点は少なくない。

WMA は、医師会と医療専門職が、母子手帳を利

用するように勧告するとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」を考慮し、誰一人取り残さないよう、特に非識字者、移民家族、難民、少数民族、行政サービスが十分届かない人々や遠隔地の人々のためにも、この手帳や同等のものが使われるべきであると謳っている。

WMA 声明において、「母子手帳は、母、新生児、および子どもの健康と福祉を向上させるためにのみ使用されるべきである。学校の入学手続きの際に使用すべきではない」と明記された。幼稚園や小学校の入学試験の際に母子手帳の提示を求められるという理由で、子どもに都合の悪い記録を書かないで欲しいという要求が保護者から行われることがある。この保護者の要求を受け入れ、出産時のデータの記入を付度するような事態が生じると、母子手帳がもつ医療記録としての正確性が損なわれるという由々しき問題に発展する。幼稚園や私立小学校などにおいて入学時に母子手帳をチェックするという目的外使用については、健康に関する人権という視点から看過できない問題として、医療者側から教育現場に異議申し立てを行うべきである⁶⁾。

3. デジタルとアナログの両立

アジアやアフリカの電気が通じない奥地に行っても、人々が携帯電話機を持っている時代になった。多くの国では、アナログとデジタルを組み合わせ、母子手帳を通じた情報提供を行っている。

タイでは、日本の母子手帳にヒントを得て、1985年に保健省がタイ版母子手帳を開発した。当初はわずか14ページであった。タイでも少子化は深刻であり、最新版の母子手帳では、父親、母親、3人の子どもというにぎやかな表紙になっている。80ページのすべてがカラー印刷であり、保健省によれば、「タイで子どもを産むと決意した女性に贈る冊子に、労力と資金は惜しまない」とのことであった。最後のページには、QRコードがあり、ダウンロードすれば、動画で妊婦健診や性感染症の予防などの情報が得られる。

パレスチナでは JICA と国際連合パレスチナ難民救済事業（UNRWA）の共同プロジェクトとして、パレスチナ難民に対して2008年より母子手帳の運用が始まった。その後、パレスチナ難民の8割以上がスマートフォンを所持しているというデータに基づき、2016年には電子母子手帳プロジェクト e-MCH Handbook

が始動した。e-MCH Handbook には紙の母子手帳にも記載されている母子保健情報の閲覧機能のみならず、ワクチンや健診の予定の通知や妊婦の週数に合った健康情報の提供など、スマホアプリ特有の機能も導入された。いつ何が起こるかわからず、継続的なケアが途切れてしまうリスクが高い難民の妊産婦にとって、母子の健康情報がいつでも復元・参照できるという安心につながる画期的な取り組みである⁹⁾。

今後は、世界各地で紙媒体とオンラインの母子手帳の共存が図られることになろう。母親の手書きの文字を見て高校生になった娘が感謝するといった、親と子どもの心理的なきずなを強める母子手帳のもつ働きは紙媒体の良さである。また、家族全員で見ることができる、母親や父親が書き込むことができる、成人した子どもに直接手渡すことができる、異なる職種、異なる機関で健康記録を入力できることなどが挙げられる。一方、デジタルの利点として、震災や津波などで母子手帳を破損、紛失したときもデータの複製ができるというセーフティ・ネットの役割がある。また、最新の健康情報に上書きすることができるだけでなく、映像や音声を使うことにより、視覚障害者や外国人など特別のニーズのある母親や子どもの情報伝達ができる。多様性をもつ利用者の個性に合わせた対応ができるのもデジタルの強みである。このように、各国の事情に応じて、アナログとデジタルを併用することにより、多様なニーズに対応できる母子手帳ができあがっている⁶⁾。

将来的には、日本語だけでなく多言語での紙媒体とデジタルの両立により、日本に在住する外国人の家族や、海外で暮らす日本人の家族にとってもアクセスしやすく活用できる母子手帳ワールドが広がっていくことを期待したい。

V. おわりに

母子手帳が世界に広がる過程のなかで、日本も大きな学びの機会を得た。私たちのほうこそ、70年以上も母子手帳を使い続けてきたために、あまりにも当たり前のもつと見なしちゃってしまい、そのすばらしい価値を忘れてかけていたのかもしれない。

1948年に母子手帳が発行されてから、昭和、平成、令和と3つの時代が過ぎた。コロナ感染のなかの厳しい状況のなかで、子どもを産み育てようと決意してくれた家庭に届く行政からの最初の贈り物が、母子手帳

である。地方分権の時代だからこそ、地域で母子手帳を創ることができる。地域の小児保健関係者が手を携えて、今年生まれた子どもたちが大人になっても使い続けられるような、新しい母子手帳を創造してほしい。子どもたちや保護者や行政とともに、地域の実情やニーズに応じた新しい時代にふさわしい母子手帳を創造していくことは、未来を担う子どもたちへの最高の贈りものになるに違いない。

文 献

- 1) 中村安秀. 海をわたった母子手帳：かけがえのない命をまもるパスポート. 東京：旬報社, 2021.
- 2) World Health Organization. WHO recommendations on home-based records for maternal, newborn and child health. Geneva : WHO, 2018.
- 3) 厚生省児童家庭局母子衛生課編. 日本の母子健康手帳. 東京：保健同人社, 1991.
- 4) 木下國子. 母子手帖について. 和歌山縣民の友第20号, p.2. 昭和23年6月1日発行.
- 5) 飯酒盃沙耶香, 中村安秀. 日本の母子手帳の歩み. 小児科臨床 2009 ; 62 : 833-840.
- 6) 中村安秀. 日本の小児医療をグローバルに活かす：世界に広がり変貌する母子健康手帳. 日本小児科学会雑誌 2020 ; 124 (9) : 1351-1360.
- 7) Kusumayati A, Nakamura Y. Increased utilization of maternal health services by mothers using the Maternal and Child Health Handbook in Indonesia. Journal of International Health 2007 ; 22 ; 143-151.
- 8) World Medical Association. WMA Statement on the development and promotion of a Maternal and Child Health Handbook. <https://www.wma.net/policies-post/wma-statement-on-the-development-and-promotion-of-a-maternal-and-child-health-handbook/> (参照2021-09-08)
- 9) 中村安秀, 後藤隆之介. SDGs と母子健康手帳の海外展開：日本で生まれ世界で育つ. 小児科臨床 2021 ; 74 (3) : 253-258.